

2 都民生活、男女平等参画推進の施策

1	地域活動・多文化共生社会づくりの推進等	52
2	法人の許認可等	58
3	男女平等参画施策の企画調整	60
4	東京ウィメンズプラザの運営	62
5	渡航事務	67

都民生活、男女平等参画推進の施策

都民生活部は、幅広く都民生活を支援し、都民サービスの向上を図るため、地域活動及び多文化共生社会づくりの推進、法人の許認可、男女平等参画に関する施策の推進、女性の活躍推進の気運醸成及び旅券の発給等の事務を行っている。

主な事業は次のとおりである。

1 地域活動・多文化共生社会づくりの推進等

- (1) 「共助社会づくりを進めるための東京都指針」(平成28年2月策定)に基づき、ボランティア活動を中心とした共助社会づくりの推進に関する事業を実施している。
- (2) 町会・自治会が地域の課題を解決するために取り組む事業などを支援する「地域の底力発展事業助成」、「地域の課題解決プロボノプロジェクト」を実施している。
- (3) 次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として役割を果たすことができるよう、地域における青少年の健全育成に取り組んでいる。
- (4) 結婚を希望しながらも一歩を踏み出せないでいる都民を後押しするため、結婚に向けた気運の醸成に取り組んでいる。
- (5) 「東京都多文化共生推進指針」(平成28年2月策定)に基づき、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいる。
- (6) 「東京都太田記念館」(留学生宿舎)の管理運営を行っている。
- (7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、「外国人おもてなし語学ボランティア」を育成している。
- (8) シニア世代が、趣味を通じて地域をはじめとしたコミュニティ等とつながりを持つきっかけとなるよう、「東京都シニア・コミュニティ交流大会」を開催する。

2 法人の許認可等

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(公益法人認定法)等に基づき、東京都公益認定等審議会を設置し、公益法人の認定及び監督等を実施している。
- (2) 宗教法人法に基づく宗教法人の認証等を実施している。
- (3) 特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等を実施している。

3 男女平等参画施策の企画調整

- (1) 男女平等参画に関する施策の総合的な推進を図るため、調査、企画及び関係機関等との連絡調整を実施している。
- (2) 東京都男女平等参画基本条例に基づき、女性の活躍推進に向けた気運醸成のための事業及び生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現に関する取組を実施している。
- (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策を推進している。

4 東京ウィメンズプラザの運営

- (1) 男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、様々な悩みに対応した相談

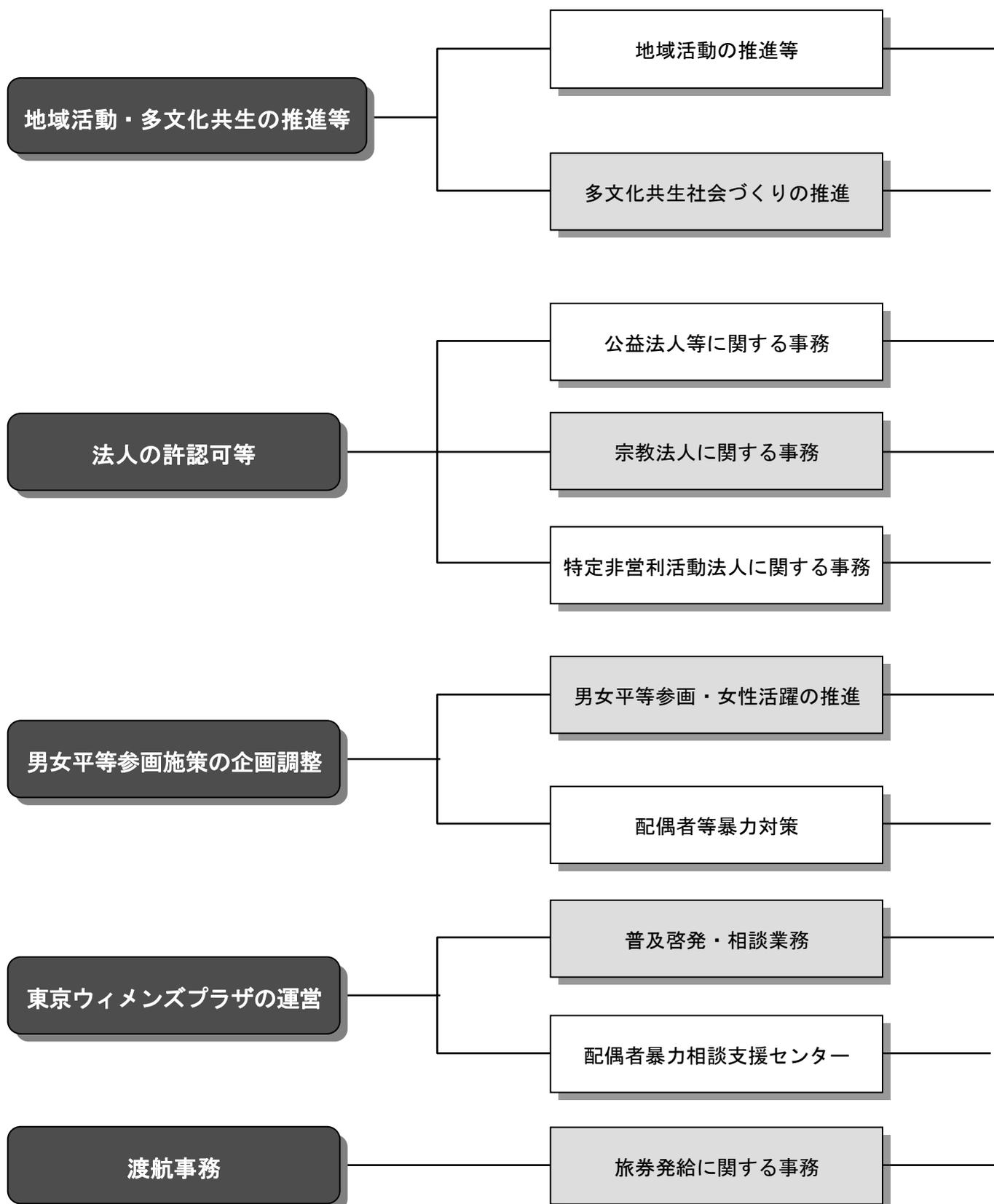
事業を実施している。

- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

5 渡航事務

都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等を実施している。

事業の体系



・ 共助社会づくりの推進（ボランティア活動の推進、町会・自治会活動の支援）、結婚支援
・ 地域における青少年の健全育成の推進

・ 多文化共生社会づくりの推進
・ 東京都太田記念館の管理運営
・ 「外国人おもてなし語学ボランティア」育成事業の実施

・ 公益法人認定法等に基づく公益社団・財団法人の認定及び監督等の事務

・ 宗教法人法に基づく宗教法人の認証等の事務

・ 特定非営利活動促進法に基づく法人認証・認定等の事務

・ 男女平等参画に関する施策の総合的推進
・ 女性の活躍推進に関する施策の実施
・ 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の推進に関する施策の実施

・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進

・ 男女平等参画に関する講座・研修、情報及び活動の場の提供、相談等の事業

・ 配偶者等からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援等の事業の実施

・ 都民の海外渡航に必要な旅券の申請受付・作成・交付、渡航相談等の実施

1 地域活動・多文化共生の推進等（都民生活部地域活動推進課）

(1) 地域活動の推進

ア 共助社会づくりの推進（ボランティア活動の推進）

多様な主体と協働し、ボランティア活動を中心とする社会貢献活動の活性化を図るため、「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を平成28年2月に策定した。

同指針に基づき、ボランティア活動の推進に係るPR事業（短時間で気軽に行うことができるボランティア活動を推進していくため「#ちよいボラ」という名称で普及・広報）、東京都共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞表彰制度、都民等のボランティア活動等に関する実態調査等、共助社会づくりを進めるための様々な事業を実施している。

平成27年6月に設置した学識経験者、ボランティア団体、企業関係者等を委員とする「共助社会づくりを進めるための検討会」を運営し、共助社会づくりの推進について検討を進め、その結果を施策に反映させている。

また、平成27年9月に発足した官民約70の団体を構成団体とする「東京都ボランティア活動推進協議会」を関係局と連携して運営し、ボランティア気運の醸成と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けてボランティア活動の円滑な推進を図るとともに、同協議会の下に平成28年10月に設置された「気運醸成分科会」において、気運醸成に向けた具体的な取組を推進している。

イ 災害時の対応・支援

災害時におけるボランティアやNPOなどの活動を側面的に支援するため、区市町村災害時ボランティア担当者会議等関係機関との連携や体制の整備を図っている。

平成23年の東日本大震災に際しては、緊急対策事業として被災地へ都民ボランティアを派遣した。派遣終了後は、東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組んでいる。

平成25年10月に発生した大島の土砂災害の際には、東京ボランティア・市民活動センターとの協働により「東京都災害ボランティアセンター」を設置し、大島町での災害ボランティア活動支援を実施した。

平成30年7月豪雨の際には、被災した愛媛県へ災害ボランティアコーディネーターを派遣し、被災地支援活動を実施した。

ウ 区市町村NPO・共助担当職員連絡会議

地域における共助社会づくりの取組を進めるため、東京都と各区市町村のNPO・共助担当職員の協力により、連絡会議を開催する。

エ 自治総合センターコミュニティ助成事業

一般財団法人自治総合センターでは、コミュニティ活動の推進事業を通して宝くじの普及広報を行うため、宝くじ受託事業収入を財源として、次のような助成事業を都道府県を通して実施しており、都は、この制度の活用を図るため、区市町村に対して通知等の經由事務を行っている。

- ・一般コミュニティ助成事業
- ・地域防災組織育成助成事業
- ・コミュニティセンター助成事業
- ・青少年健全育成助成事業
- ・地域国際化推進助成事業

また、上記のほか一般財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業のうち、文化振興事業（宝くじ文化公演、宝くじまちの音楽会、宝くじふるさとワクワク劇場、宝くじおしゃべり音楽館）について、区市町村に対して通知等の経由事務を行っている。

オ 東京ボランティア・市民活動センター運営費補助

都民による自主的・自発的なボランティア活動等の市民活動の促進を図るとともに、行政とNPO・ボランティア・企業等との協働を推進していくため、(社福)東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの運営費補助を行っている。

(2) 「地域力」向上に向けた取組（町会・自治会活動への支援）

ア 地域の底力発展事業助成

地域の課題を解決するために、地域活動の担い手である町会・自治会が取り組む事業を支援する「地域の底力発展事業助成」（平成28年度までの「地域の底力再生事業助成」から名称を変更）を実施している。

本事業は、モデル事業として平成19年度から開始し、その実績を踏まえた二度にわたる事業の再構築を経て、平成24年度から本格実施し、さらなる地域力の向上に取り組んでいる。

本格実施に当たっては、「地域の課題解決のための取組」に加え、「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」として、「防災・節電活動」、「青少年健全育成活動」、「高齢者の見守り活動」及び「防犯活動」の4つの事業区分を設け、対象事業を拡大している。

平成27年度からは、「複数の単一町会が共同して実施する地域の課題解決のための取組」及び「単一町会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組」の2つの区分を新たに設けており、平成28年度からは、「東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組」に「オリンピック・パラリンピック気運醸成活動」を新設するとともに、既存の事業区分においても東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成につながる活動を含む場合は助成率を引き上げる特例を設定し、制度の充実を図っている。

また、町会・自治会の広域連合会である東京都町会連合会との連絡窓口として、意見交換・連携を図っている。

- ・平成30年度助成対象事業数 574件

イ 地域活動支援アドバイザー派遣

地域の課題解決に取り組む意欲がある都内の町会・自治会に対し、さまざまな知識を持った専門家をアドバイザーとして派遣し、「町会・自治会への加入促進」、「防災に関する専門的な知識や効果的な取組」などをテーマとして講義等を行う（年35回、平成28年度ま

では年25回)。講義等実施後、内容に関する団体の問い合わせにメール又はFAXで対応するフォローアップを行う。

ウ 地域の課題解決プロボノプロジェクト

町会・自治会が抱える運営上のさまざまな課題の解決に向けて、「プロボノ（企業の社員等が仕事を通じて培った経験・スキルを使って行うボランティア活動）」を活用した支援を行う。

町会・自治会が抱える課題に応じて構成された「プロボノ」チームが町会・自治会と協働し、地域住民に訴求力のあるチラシの作成や、活動をわかりやすく伝えるウェブデザインの作成等を行う。本事業を通じて得られた成果は、他の町会・自治会等に情報発信し、共有を図る。

【東京都町会連合会の概要】

昭和58年に創立された都内唯一の町会・自治会の広域連合会で、区市町村単位の町会・自治会連合会組織を会員として構成されている。

- ・加入区市数：23区8市（八王子・町田・府中・立川・昭島・調布・狛江・青梅）
- ・加入町会数：5,516町会（平成31年4月現在）

(3) 地域における青少年の健全育成の推進

ア 東京子供応援協議会の運営

都民、区市町村、事業者、青少年健全育成団体等と協働して、青少年の健全育成に取り組む総合的推進体制を確立し、次代を担う青少年が心身ともに健やかに育成される社会の実現を図ることを目的として、「東京子供応援協議会」を設置している。

イ 地域における青少年の健全育成

子供の正義感、倫理観を育む取組に加え、地域の中で、高齢者や障害者など様々な人との交流により「他者を思いやる」、外国人を通して「多文化への理解を深める」など、青少年のダイバーシティの意識を育む取組を進めている。

また、地域における青少年の健全育成を推進し、区市町村及び地域活動等関係諸団体と東京都の連絡調整を図るため、「地域における青少年健全育成推進会議」を設置している。

① 青少年応援プロジェクト@地域

「障害者への理解」、「多文化への理解」、「高齢者への理解」をテーマに、青少年や青少年に関わっている人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティ意識を育むイベントを実施している。

② あいさつ運動の展開

都内の小学校において、「あいさつすることの大切さ」等を学ぶ、「あいさつ音楽劇」を上演し、青少年や保護者、地域の大人に対し、あいさつ運動の気運醸成を行っている。

③ 中学生の主張東京都大会

中学生から日常生活で考えたことや社会に向けての意見等の作文を募集し、スピーチコンクールを開催している。最優秀者は「少年の主張全国大会」出場候補として推薦さ

れる。

④ 「家族ふれあいの日」の普及

民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用するとサービスが受けられる優待制度の協力店や施設を紹介することで、家族とのふれあいを促進している。

⑤ 地域における青少年健全育成応援事業補助

青少年の正義感や倫理観を育むとともに、青少年のダイバーシティの意識を育むために区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助する。

・平成30年度 補助対象区市町村：26区市町村

⑥ 青少年応援ナビゲーターの情報提供

区市町村等が推進する青少年健全育成事業を充実させるために、有用な講師等の情報を区市町村に提供する。

⑦ 青少年健全育成地区委員会連絡会（推進モデル事例発表会）

地域で青少年健全育成活動を実施している地区委員会相互の連携を密にするとともに、活動状況を共有するため、地区委員会連絡会を開催している。また、区市町村が推薦する取組をモデル事例に指定し、連絡会で発表している。

・地区委員会数：717（57区市町村）（平成30年4月現在）

⑧ ホップ・ステップ・ダイバーシティ講座

地区委員等に対して、多様性や多文化を受け入れ、尊重するという講座を実施し、地域のダイバーシティ意識の醸成と実践を推進する。

⑨ 地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業

地域の課題の解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な知識をもった専門家を派遣する。

ウ 中学生の職場体験

都内公立中学校等において、中学生が地域の商店、企業、公的施設等の職場で仕事を体験することにより、社会の一員としての自覚を促し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることを目的として、「中学生の職場体験」を実施している。

(4) 結婚支援事業

結婚を希望しながらも一歩を踏み出せないでいる都民を後押しするため、結婚に向けた気運の醸成に取り組んでいる。

平成30年11月に開設した結婚支援ポータルサイト「TOKYO ふたり STORY」での総合的な情報発信をはじめ、ライフプランを考える機会を提供するセミナーや結婚に向けた気運醸成につながるイベントの開催など、結婚を希望する都民への後押しとなる様々な取組を展開する。

また、区市町村や他県、非営利法人等が都内で開催する非営利の婚活イベントをポータルサイトで紹介するなど、多様な主体と連携し、出会いのきっかけ作りを行う。

さらに、全国の結婚支援に関わる行政関係者などが一堂に会し、地域が抱える結婚に対する課題を議論する「全国結婚支援セミナー」を東京で開催し、全国の自治体等と連携しながら

ら結婚支援を推進する。

(5) 多文化共生社会づくりの推進

ア 東京都多文化共生推進指針に基づく事業

多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すため、「東京都多文化共生推進指針」を平成28年2月に策定した。

この指針に基づき、東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供するポータルサイトの運営をはじめ、東京での暮らしに有用な情報を掲載した生活情報冊子「Life in Tokyo:Your Guide」の配布などを行うとともに、区市町村や国際交流協会等と連携を強化し、外国人支援の充実を図っている。さらに、平成29年度からは東京都国際交流委員会との共催で、外国人の多様なニーズにきめ細かく対応する専門人材を育成するための多文化共生コーディネーター研修を実施するなど、多文化共生社会づくりの推進に資する各種事業を実施している。

イ 東京都防災（語学）ボランティア

災害時における被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・登録し、地域防災計画を踏まえた災害時の体制を整備するとともに、平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

○東京都防災（語学）ボランティア登録状況一覧（平成31年4月1日現在）

	言語種別	登録者数	
		人 数	うちネイティブ
1	英 語	490	2
2	中 国 語	109	74
3	韓 国 語	22	16
4	フ ラ ン ス 語	21	1
5	ス ペ イ ン 語	27	0
6	イ タ リ ア 語	2	2
7	タ イ 語	9	3
8	ア ラ ビ ア 語	1	0
9	ド イ ツ 語	10	1
10	ポ ル ト ガ ル 語	7	1
11	タ ガ ロ グ 語	5	3
12	ロ シ ア 語	2	0
13	イ ン ド ネ シ ア 語	6	1
14	ミ ャ ン マ ー 語	5	4
15	ベ ト ナ ム 語	51	50
16	ネ パ ー ル 語	9	9
17	モ ン ゴ ル 語	1	1
合 計		777	168

ウ 外国人への防災情報の提供

言語、生活習慣が異なり、地震の経験や知識がない都内在住外国人や海外からの旅行者

等が災害時に適切な行動がとれるよう、外国語による防災知識の普及や情報提供体制の充実を図っている。

エ 在住外国人支援事業助成

都内在住外国人を支援するために民間団体等が実施するコミュニケーション支援などの事業に助成している。(助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成)

- ・平成30年度助成対象事業数 16件

オ 国際交流・国際協力を促進する情報提供及び普及啓発

東京都国際交流委員会への管理費及び事業費補助を行うことにより、東京都における国際交流、国際協力等に関する情報の収集・提供、普及啓発等を促進し、国際的な相互理解の促進に寄与するとともに、国際交流団体等とのネットワークの形成を目指している。

① 情報提供

国際交流・国際協力に関する各種情報やNPO等の活動及びイベント情報等を収集し、ホームページに掲載するとともに、平成28年度から、在住外国人が必要とする生活情報や、芸術文化・観光など生活をより豊かにするための情報を一元的に提供する「多文化共生ポータルサイト Life in Tokyo」を運営し、情報発信を行っている。

② 普及啓発

(一財)自治体国際化協会、道府県等との連絡会議や研修会等に参加するとともに、都内区市町村の国際交流協会、NPO等と連携し、地域国際化の普及啓発を支援している。

(6) 東京都太田記念館の管理運営

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立てることを目的として都に寄贈した土地に建設した留学生宿舎である。平成2年4月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成14年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れている。



(7) 「外国人おもてなし語学ボランティア」育成事業

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、外国人が安心して滞在できる環境を整えるため、「外国人おもてなし語学ボランティア」を2019年度(令和元年度)までに5万人育成する。このボランティアが、自身の日常生活の中で、困っている外国人に道案内等を行うことで、東京のおもてなし精神を世界に発信していく。

ア 育成講座

平成26年度に試行的に実施したトライアル講座を踏まえ、平成27年度から、「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座を本格的に実施し、講座修了者をボランティアとして登録している。都主催のほか、区市町村や企業・団体、大学、高校等と連携・協力し、都内各地で講座を行っている。

【講座内容】

講座名	概要
おもてなし講座 (3.5時間×1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対する「おもてなし」の心を身に付けるため、外国人とのコミュニケーションに関する基礎知識や異文化理解等について学習 ・対応が困難なケースを想定したヘルプカードの使い方を学習
語学講座 (2時間×4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校で学習する程度の語彙・表現を用いて、道案内等に必要の定型文等を学習 ・受講者同士のロールプレイングを交えながら、英語やジェスチャーなどを使ったコミュニケーションについて学習

イ ボランティア登録者のフォローアップ

ボランティア登録者のモチベーションの維持・向上のため、登録者向けのセミナー等を開催し、ボランティア気運を高めていく。

ウ Eラーニング

誰でも気軽におもてなしの心と簡単な語学を学べるEラーニングを活用し、おもてなしの心を更に広げていく。

【育成実績（平成31年3月末現在）】

年度	2015(平成27)	2016(平成28)	2017(平成29)	2018(平成30)	合計
育成人数	3,092人	10,830人	16,289人	15,622人	45,833人

※平成26年度の試行実施（68人）を除く

(8) シニア世代の地域コミュニティ等への参加促進

シニア世代がいきいきと活動できる環境の実現に向け、趣味を通じて地域をはじめとしたコミュニティ等とつながりを持つきっかけとなるよう、「東京都シニア・コミュニティ交流大会」を開催する。

2 法人の許認可等（都民生活部管理法人課）

(1) 公益法人等に関する事務

公益法人認定法等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、東京都公益認定等審議会及び会計部会を設置・運営し、公益認定等を行うとともに、事業実施報告、立入検査等により、公益法人等の継続的な指導監督を行っている。また、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト（公益法人information）により、公益法人に関する情報提供を行っている。

併せて、公益法人制度に関連し、保険業法に基づく認可特定保険業者の監督、所得税法等に基づく寄附金の税額控除制度に係る証明等の事務を行っている。さらに、信託法等に基づき、公益信託の許可及び監督を行う。

○所管法人・公益信託数（平成31年4月1日現在）

	公益信託	公益法人			移行法人		
		社団法人	財団法人	計	社団法人	財団法人	計
知事所管	13	220	209	429	153	139	292
教育委員会所管	21						
（共管数）	(1)						
都計	33						
全国計※		4,152	5,341	9,493	4,859	3,824	8,683

（※全国計…平成29年12月1日現在）

(2) 宗教法人に関する事務

宗教法人法に基づき、宗教法人の設立、規則変更、合併及び解散の認証、境内地・境内建物の非課税のための証明、法人規則等の謄本の証明等の事務を行っている。

○宗教法人数（平成31年4月1日現在）

神道系	1,579
仏教系	2,859
基督教系	479
諸教	876
都知事所轄法人計	5,793
全国計	181,252 ※

（※全国計…平成29年12月31日現在）

(3) 特定非営利活動法人に関する事務

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する法人設立認証事務及び一定の基準を満たす法人に対する認定事務を行っている。認定特定非営利活動法人になると、寄附金について税制上の優遇措置を受けることができる。また、NPO法人ポータルサイトにより都所管特定非営利活動法人の情報提供を行っている。

さらに、設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしない法人、毎事業年度の提出が義務づけられている事業報告書等を提出していない法人、その他法令等違反の法人に対しては、特定非営利活動促進法に基づく報告徴収や改善命令、設立の認証の取消し等を行い、当該法人名を公表するなど、所轄庁として特定非営利活動法人の適正な運営を支援している。

○特定非営利活動法人数（平成31年3月31日現在）

	都	全国
認証法人数	9,381	51,610
認定（特例認定）法人数	299	1,106

3 男女平等参画施策の企画調整（都民生活部男女平等参画課）

(1) 男女平等参画施策の企画調整

ア 東京都男女平等参画推進会議

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都男女平等参画推進会議を設置している。

イ 国及び区市町村等との連絡調整

国、道府県、区市町村との連絡会議の開催等により、情報交換を行い、連携の推進を図っている。

(2) 東京都男女平等参画審議会の運営

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会を設置している。

(3) 総合計画の推進

ア 東京都男女平等参画推進総合計画

東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」を平成29年3月に策定した。

同総合計画は「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されており、このうち「東京都女性活躍推進計画」は、「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定に当たり、女性の活躍推進の視点を追加・充実させ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画として一体的に策定したものである。

なお、女性活躍推進法は、女性の職業生活における活躍の推進を目的としているが、都では、職場、家庭、地域など職業生活にとどまらないあらゆる場での女性の活躍を目指している。

全ての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現に向け、本計画を着実に推進していく。

イ 女性も男性も輝くTOKYO会議

総合計画の推進に関して、都民及び事業者並びに都が連携・協力して取り組む場として、「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置している。

ウ 年次報告の作成

男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、庁内及び都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成、公表している。

(4) 女性の活躍推進の気運醸成

東京の活力を高めるためには、大きな潜在力を有している女性の活躍が不可欠である。職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと豊かに暮らせるまち・東京の実現に向けた、社会全体の気運醸成が重要である。

ア 女性の活躍推進に向けた取組の推進・発信

「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信や女性活躍推進に向けた取組等に関する検討や提案を行っていく。

また、知事自らが発信するシンポジウムや地域で活躍する女性を紹介するイベントを実施するなど、女性活躍推進に向けた施策を展開していく。

イ 東京都女性活躍推進大賞の贈呈

全ての女性が意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、女性の活躍推進に取り組む企業・団体及び個人に「東京都女性活躍推進大賞」を贈呈し、女性の活躍推進の気運醸成を図っている。

ウ 協働プロジェクトの推進

都民を対象とした広報キャンペーンやロゴマークを活用したPR、事業者団体等の女性活躍推進に関する取組を「太鼓判事業」として認定するなど、女性の活躍に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを推進している。

エ 「東京都女性活躍推進ポータルサイト」の運営

東京における女性の活躍推進に関する情報を総合的に分かりやすく紹介している。

(5) 審議会等における女性委員の任用促進

都の政策形成の場である審議会等については、幅広く多様な視点と知見を得るために、多くの女性が参画することが必要である。このため、各局別の女性委員任用率の計画を策定・公表するなど、女性委員の任用率向上を図っている。

(6) ライフ・ワーク・バランスの推進

ア Webサイト「パパズ・スタイル」の運営

男性が積極的に家事・育児に取り組む契機となるような具体的な実践方法や意識啓発を促す様々な情報を発信し、社会全体に対して男性の家事・育児参画に向けた気運醸成を図っている。

イ Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営

ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的に分かりやすく紹介している。

ウ 子供が生まれる前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発

子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識し、今後の働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子を作成・配布し、普及啓発を行っている。

エ 若者に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発

大学や専門学校の講義等での活用を想定した教材「キャリアデザインコンテンツ」を作成し、若年層に向けライフ・ワーク・バランスの重要性を認識するよう普及啓発を行っている。

(7) 配偶者等暴力対策

ア 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力問題に関係する総合的な取組に向け

て、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、関係機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置している。

イ 東京都配偶者暴力対策基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策の実施に関する基本的な計画である「東京都配偶者暴力対策基本計画」を、平成29年3月に改定した。改定に当たっては、性暴力やストーカー被害者への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題を合わせて取りまとめており、本計画を着実に推進していく。

ウ 配偶者暴力被害者支援に向けた啓発

配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料を作成し、都民及び関係機関の理解を深めるため、様々な機会を活用して広く配布し、啓発を行っている。

4 東京ウィメンズプラザの運営（東京ウィメンズプラザ）

東京ウィメンズプラザは、豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を実施している。

(1) 講座・研修

ア 都内男女平等参画推進センター職員等の研修（男女平等推進担当職員研修）

地域の男女平等参画推進センターに対する支援強化のため、新任職員等を対象に研修を実施している。

イ 区市町村相談員養成講座

区市町村の相談員等の育成を図るため実施している。

(2) 民間活動支援

民間団体等との交流事業（東京ウィメンズプラザフォーラム）

都民、民間団体、区市町村等の参加を得て交流することにより東京ウィメンズプラザを広くPRし、東京における男女平等参画推進に寄与している。

(3) 情報提供事業

ア 図書資料室の運営

男女平等参画に関する情報（図書・資料・新聞・雑誌等）を収集し、都民に提供するとともに、図書などの利用について相談、助言（レファレンスサービス）を行っている。

- ・所蔵図書 約67,000冊（平成31年3月31日現在）
- ・利用者 56,409名（平成30年度実績）
- ・レファレンスサービス 1,523件（平成30年度実績）
- ・図書貸出登録者数 1,790名（平成31年3月31日現在）

イ インターネットによる情報提供

東京ウィメンズプラザの実施事業について、ホームページで情報提供を行うとともに男

女平等参画に関する普及啓発を図っている。

(4) 相談事業（P65相談件数の推移 参照）

ア 一般相談

結婚・離婚・人間関係やセクハラ被害など、さまざまな悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。

具体的には、電話による相談を受け、相談者とともに問題を整理し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

- ・相談方法 電話及び面接

イ 特別相談

①法律相談

法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が相談対応を行っている。

- ・相談方法 面接相談

②精神科医師による面接相談

精神科医師による医学的、心理学的指導の実施

③男性相談

男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。

- ・相談方法 専用回線による電話相談で外部の相談員が対応し、必要に応じて面接相談を行うほか、より専門的な対応機関等の紹介をしている。

ウ スーパーバイズ

①スーパーバイズ（東京ウィメンズプラザ相談員向け）

解決に苦慮する事例について、外部の専門家を招いて指導・助言を受けている。これによりケースの円滑な解決を図るとともに、当所相談員の対応能力向上を図っている。

②スーパーバイズ（区市町村相談員向け）

区市町村の相談事業を担う相談員の対応能力向上のため、スーパーバイズを実施している。

(5) 配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能をもち、配偶者からの暴力被害相談、配偶者暴力被害者の保護及び支援、暴力防止のための各種事業を実施している。

ア 相談事業（P65相談件数の推移 参照）

①被害者相談

電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。

②特別相談

- a) 配偶者暴力被害者のための法律相談

配偶者暴力被害者の離婚等法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。

b) 精神科医師による面接相談

配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的とし、面接相談を実施している。

c) 男性相談

配偶者暴力に関する男性からの電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。

③自助グループ活動支援

配偶者暴力の被害女性たちによる自助グループに対し、活動への支援を行っている。

④配偶者暴力対策ネットワーク会議配偶者暴力対策連携部会の開催

配偶者暴力対策関係機関の連携を促進するため、連携部会を開催している。

イ 講座・研修事業

都民向けの配偶者暴力防止講演会や被害者の自立促進援助を目的とした各種講座、関係機関職員のための被害者支援に必要な知識等を提供する研修を実施している。

ウ 配偶者暴力被害回復のための子供広場

配偶者暴力のある家庭にいた子供に対して、心のダメージの回復を助けるために、遊びを通じた学習の機会を提供している。

エ 民間活動支援

①DV防止等民間活動助成事業

民間における配偶者暴力防止等に関する自主的な活動等を支援し、配偶者暴力の防止及び被害者支援を図っている。

- ・自主活動、施設の安全対策、連携事業等への助成 16件（平成30年度実績）

助成対象事業実施に要する経費の2分の1以内を助成

- ・アドバイザーの派遣 15件（平成30年度実績）

②配偶者暴力被害者自立支援民間人材養成事業

民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成するため、研修を実施している。

③民間支援団体との連携

連携会議を設置し、被害者を支援するNPO等民間支援団体との間で実態・ニーズの共有化や解決策の検討を行っている。

オ 配偶者暴力対策区市町村支援事業

①コーディネート研修

区市町村における被害者支援体制の構築に資するため、関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な知識の習得を目的とした研修を実施している。

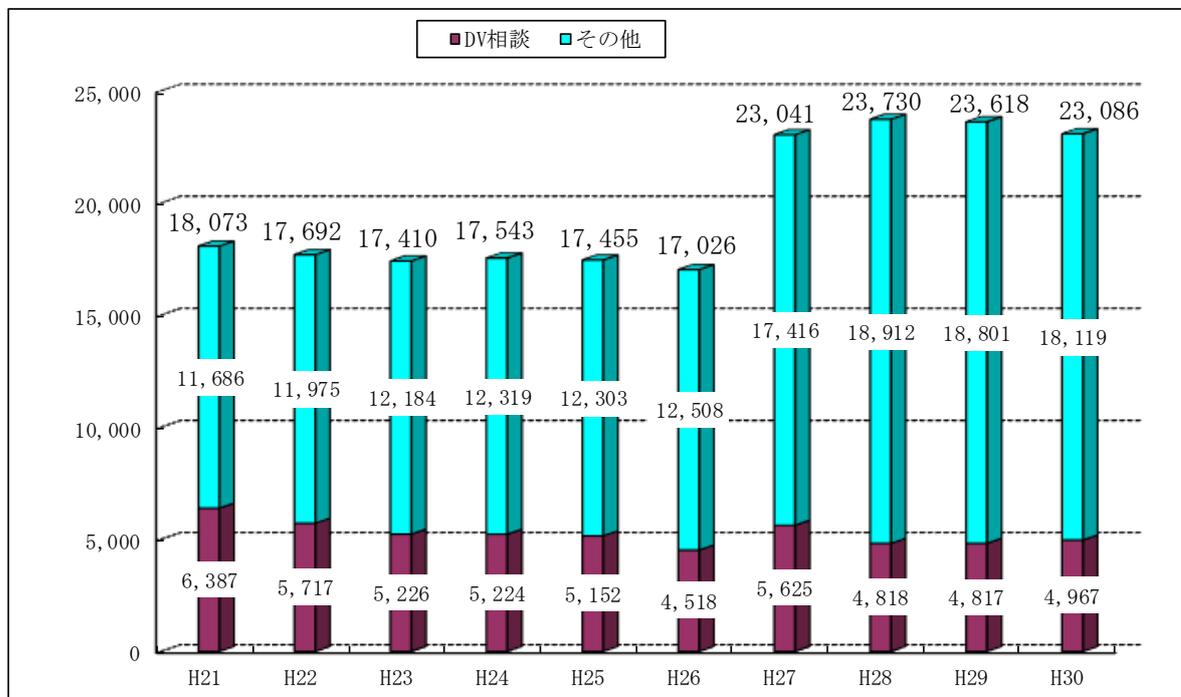
②区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進

区市町村における支援センター業務の充実を図り、支援センター機能整備を促進するための技術的支援を行っている。

③区市町村との連携

都と区市町村の配偶者暴力相談支援センターとの連携を図るため、連携会議を開催するとともに、配偶者暴力に関する研修や説明会に参加しづらい区市町村に対しては、出前講座を実施するなど連携の強化に努めている。

【相談件数の推移】



(6) 女性の活躍推進

ア 企業で働く女性への支援

働く女性の就業継続を支援するため、仕事と家庭の両立やキャリアアップに向けたセミナー及び交流会などを開催する。

また、働く女性が助言を受けられる交流の機会を作り、精神的負担を軽減する講演会を開催する。

- ・働く女性全力応援セミナー

イ ライフ・ワーク・バランスの推進

女性の活躍推進やライフ・ワーク・バランスの実現には、男性の育児・家事参画と夫婦間の協力が欠かせないため、夫婦のパートナーシップが良好になるためのセミナー、交流会及びシンポジウムなどを開催し、男性が主体的に育児・家事に関わり夫婦が協力体制を図っていくことについてのメッセージを情報発信する。

- ・パートナーシップセミナー
- ・パパママサミット

ウ 女性の生き抜く力を身に付ける支援

これまでの教育→仕事→老後という3ステージ制の人生から長寿化に伴い、健康的で若々しく多くのステージを経験する「マルチステージ人生」へ移行する女性の生き抜く力を身に付けるためのセミナーを開催する。

(7) 東京ウィメンズプラザの管理運営

ア 施設貸出

ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。

- ・総入館者数（平成30年度実績） 248,742人（1日当たり 719人）
- ・施設利用状況（平成30年度実績）

	利用件数	利用人員	利用率
ホ ー ル	498	43,029	60%
視 聴 覚 室	1,950	21,916	67%
第一会議室	1,345	13,629	69%
第二会議室	1,496	11,961	77%
第三会議室	604	2,755	62%
合 計	5,893	93,290	68%

イ 都内男女平等参画（女性）センター館長等会議の開催

男女平等参画（女性）センター等の連携を図るため、民間の女性センターを含め、館長会議を開催している。

5 渡航事務（都民生活部旅券課）

都民の海外渡航に必要な旅券発給に関する事務、渡航相談等を行っている。

旅券は、海外において、それを所持する者の国籍と身分を証明する公文書であり、日本国政府が外国官憲に対し、それを所持する者を安全に旅行させ、必要があるときには保護、扶助を与えるよう要請する公文書である。

旅券には公用旅券と一般旅券の2種類があり、公用旅券は国（外務省）が直接取り扱い、一般旅券の発給については法定受託事務として都道府県が申請受付・作成・交付事務等を行っている。

《根拠規定等》

- ・旅券法（昭和26年11月28日公布）、旅券法施行令、旅券法施行規則
- ・地方自治法 第2条第9項第1号（法定受託事務）
- ・旅券法関係手数料条例（平成12年東京都条例第72号）

《主な動き》

- ・平成18年3月20日、旅券の不正取得防止・テロ防止対策の一環としてIC旅券が導入された。
- ・平成19年4月1日、島しょ地域9町村に対して旅券事務の一部を委託した。
- ・東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）の公布・施行に伴い、平成23年7月1日、旅券法関係手数料条例を一部改正し、同法に基づく震災特例旅券の発給の申請に関する東京都手数料を要しないこととした。

○東京都の旅券窓口

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室
所在地	新宿区西新宿2-8-1 都議会議事堂 地下1階	千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館2階	豊島区東池袋3-1-3 サンシャインシティ・ ワールドインポート マート5階	立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店9階
面積	951.86㎡	1,173.13㎡	556.58㎡	790.82㎡
開設	昭和63年5月1日	昭和40年6月1日	昭和53年11月1日	昭和53年11月1日
受付時間	○申請 月・火・水 9時～19時 ○交付 月・火・水 9時～19時	9時～19時	木・金 9時～17時（土・日は休業） 木・金・日 9時～17時（土は休業）	
備考	○標準処理期間 6日 ○手数料 新規 10年16,000円 5年11,000円（うち東京都手数料2,000円）			

○平成30年度 旅券申請件数実績

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室	計
申請件数 （構成比）	222,361件 （29.3%）	308,796件 （40.7%）	101,865件 （13.4%）	125,741件 （16.6%）	758,763件 （100.0%）

※ 上記表には、島しょ申請件数は含まない。（平成30年度：島しょ申請件数 500件）

※ 国：一般旅券の年間発行数 約418万件（平成30年12月末現在）

【一般旅券申請件数の推移】

年度別一般旅券申請件数の推移(東京都)

